

マイナンバーカードの受け取りの際は通知カードなどをお持ちください

問合せ：住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎ 991-1866

マイナンバーカード(個人番号カード)の申請をされた方には、カードができあがり次第順次、交付通知書(ハガキ)をお届けします。マイナンバーカードは、申請者本人の受け取りが原則です。お受け取りの際は、以下の書類をお持ちください。

■必要書類/○交付通知書(ハガキ) ○通知カード

- 本人確認書類2点(右記※1 参照)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

※15歳未満の方、成年被後見人の方は、法定代理人の同行と、本人及び法定代理人の本人確認書類及び法定代理人であることの証明が必要です。

※本人が病気、身体の障がいその他のやむをえない理由により、役場へ来られない場合に限り、任意代理人の受け取りが可能です。事前にご相談ください。

■受取場所/役場本庁舎1階 住民ほけん課

(4月末まで、役場本庁舎1階環境経済課の隣の相談コーナーで受け付けています。)

■受取時間/平日：午前8時30分～午後5時

第2・4日曜日：午前9時～午後1時

※日曜日は大変混雑しますので、長時間お待ちいただく場合があります。

平日のお受け取りにご協力をお願いします。

※1 本人確認書類の例

(以下、2点をお持ちください。)

- ・運転免許証
- ・旅券(パスポート)
- ・住民基本台帳カード
- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・医療受給者証・学生証(学生の方のみ)

人間ドック受診料を助成します

問合せ：住民ほけん課 国保年金担当 ☎ 991-1868

高齢介護担当 ☎ 991-1884

松伏町国民健康保険の被保険者の方

■要件/次の要件にすべて該当する方

- ▶ 受診申請日及び受診日に松伏町国民健康保険に加入している方で、受診日に35歳以上の方
- ▶ 人間ドックの助成を受ける年度に特定健康診査を受診していない方及び受診する予定のない方
- ▶ 国民健康保険税を完納されている方

■定員/200名(申込み順)

■助成額/人間ドックに要した費用の7割とし、21,000円を限度とします。

■申込み/①国民健康保険証 ②免許証などの本人確認書類 ③特定健康診査受診券(5月下旬に発送)を持参の上、国保年金担当へお申し込みください。

※受診票などを発行しますので、必ず人間ドック受診前にお申し込みください。(受診後の申請は受け付けできません。)

■申請/人間ドック受診後の1か月以内に、①国民健康保険証、②人間ドック検診結果表(写)、③領収書(「人間ドック」と記載があるもの)、④預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、国保年金担当に申請してください。

■注意事項/人間ドックの助成を受けることと特定健康診査の受診は同一年度にはできません。

後期高齢者医療保険の被保険者の方

■要件/次の要件にすべて該当する方

- ▶ 松伏町に住民票がある方又は松伏町から県外の介護施設などに入所している方(住所地特例適用の方)
- ▶ 後期高齢者健康診査(集団検査)を受診していない方
- ▶ 後期高齢者医療保険料を完納されている方

■定員/25名(申込み順)

■助成額/人間ドックに要した費用(100円未満の端数がある場合は切り捨て)とし、20,000円を限度とします。助成は1人につき同一年度中(4月～3月)に1回限りです。また、転入前の市区町村で助成を受けた場合や他の制度により助成を受けている場合には、助成を受けることができません。

■申込み/受診前に住民ほけん課高齢介護担当へお申し込みください。

■申請/人間ドック受診後1か月以内に、①後期高齢者医療保険証、②人間ドック検診結果表、③領収書(「人間ドック」と記載があるもの)、④預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、住民ほけん課高齢介護担当へ申請してください。

社会保険の被保険者の方

ご加入の健康保険へお問い合わせください。